

別表六の二(十四)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>16</sup>を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(十四)

平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				可				
( 連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合 )								
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	12	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2			特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	13		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「10」の合計)	3						
	同上的うち建物及びその附属並びに構築物に係る				「18」欄 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 <sup>16</sup> を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「10582」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額			
	税 額 控 除 限 度 $((3) - (4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{1}{100}$							
	法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6		合 計 額 の 計 算	$(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)		16		
	法 人 税 額 基 準 額 ( (6) と (7) の うち 少 ない 金 額 )	8		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑫」)		17		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ( (5) と (8) の うち 少 ない 金 額 )	9			算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10						
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11						